

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式記載上の注意(1)中「なお、第5条第6項に規定する電磁的方法により当該通知書に記載すべき事項を提供する場合は、公開買付者の印は省略することができる。」を削る。